

会 議 録

1 会議名

令和2年度第1回阿賀野市都市計画審議会

2 開催日時

令和2年10月2日（金） 午後2時00分から午後4時00分まで

3 開催場所

阿賀野市役所 4階「402会議室、403会議室」

4 出席者（傍聴者を除く）の氏名（敬称略）23名

- ・市長：田中清善
- ・会長：松田昭悦
- ・副会長：佐藤昭
- ・委員：伊藤浩、小嶋覚、関口嘉弘、佐藤秀幸、市川英敏、清野栄一、高橋秀典、佐藤芳秀、小林龍幸、加藤順一、五十嵐さと子、岩村久美子、榎本英樹
（全16名中、15名出席）
- ・事務局：阿部産業建設部部長、柁木建設課参事、池田建設課課長補佐、五十嵐都市計画建築係係長、山本都市計画建築係主任、株式会社サンワコン（コンサルタント） 辻氏、石塚氏（計7名）

5 議事（公開・非公開の別）

- （1）阿賀野市都市計画審議会の会長・副会長の選任について （公開）
- （2）安田地区の用途地域の変更等について（阿賀野市決定） （公開）

提案

- （1）阿賀野都市計画道路の見直しについて （公開）
- （2）阿賀野市都市計画マスタープランの改訂について （公開）
- （3）阿賀野市立地適正化計画の策定について （公開）

6 非公開の理由

なし

7 傍聴者の数

0人

8 発言の内容

事務局 : 【開会】
本会は、「阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱」を適用し運営する旨説明する。
また、本日の議件審議並びに提案事項は、いずれも非公開とする議案に該当しないことから全て公開で行うことを告げる。
令和2年度第1回阿賀野市都市計画審議会の開会を宣言する。

市長 : 挨拶

事務局 : 会長が選出されるまでは、事務局が会議の進行役を勤める旨説明する。

—以降、事務局により進行—

事務局 : 会長選出の前に委員及び事務局の自己紹介を行った後で審議に入ることを告げる。

議事(1) 阿賀野市都市計画審議会会長・副会長の選任について

事務局 : 会長・副会長の選出方法につき、審議会条例の規定内容を説明する。
はじめに、会長の選出について本会に諮る。

委員 : 松田昭悦委員を推薦する。

事務局 : 委員の提案を本会に諮る。

【異議なし】

事務局 : 全委員が異議ないと認め、松田委員の会長の就任を決定する。
続いて、副会長の選出について本会に諮る。

【推薦者なし】

事務局 : 推薦者がいないため、事務局案を提案。
事務局案として、佐藤昭委員を推薦し、本会に諮る。

【異議なし】

事務局 : 全委員が異議ないと認め、佐藤委員の副会長の就任を決定する。

—松田会長が会長席へ、佐藤副会長が副会長席へ移動—

事務局 : 市長から阿賀野市都市計画審議会に付議事項がある旨を説明し、市長へお願いする。

市長 : 都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定及び都市計画法第19条第1項の規定により、「議事2 安田地区の用途地域の変更等について（阿賀野市決定）」について付議。会長へ付議書を手渡す。

他の公務の為、退席。

—以降、会長により進行—

議事（2） 安田地区の用途地域の変更等について（阿賀野市決定）

会長 : 安田地区の用途地域の変更等について、事務局の説明を求める。

事務局 : 安田地区の用途地域の変更等の内容について説明する。
・議案第1号 用途地域の変更について
・議案第2号 準防火地域の変更について
・議案第3号 地区計画（横町地区）の決定について
・議案第4号 地区計画（千刈西地区）の決定について

会長 : 質問・意見を求める。

委員 : 今回の（準防火地域の）変更で不適格となる住宅や商店等の建物一覧表があるが、その所有者に対し、どのような対応をとるのか。

事務局 : 今回の準防火地域の変更により不適格となる建物については、直ちに是正しなさいということにはならない。ただし、今後新築・改築等をする際には、準防火地域の規制に適合する防火仕様にする必要が出てくる。なお、今回対象となる10棟については、事前に変更内容を伝え、了承をいただいているものと考えている。

委員 : 今ほどの委員の質問の件だが、事務局の説明で、土地所有者の了承が得られているものと考えますとの説明があったが、土地所有者の明確な返事（同意）はもらっているのか。

事務局 : 明文での同意はないが、対象となる所有者を一軒一軒訪問し、変更内容を伝え了承をいただいている。

委員 : （不適格建築物が出てくる）一方で4号議案では、その建物（旧斎藤邸等）を含めて安田地域の大事な施設と位置付けており、何かちぐはぐ印象を受ける。

千刈西地区については、国道からの入る道、反対側から来る道ともに、普通車・農用車程度しか通れないような道（農道）がある中で、今後用途を準工業地域に変更した場合、国道からの乗入れ等について、通行の規制なり、当該田んぼ（所有者）に対してお願いなりしていく予定なのか。

- 事務局 : 当該農道については、具体的な拡幅案はないというのが現状である。
- 委員 : その点について、ある程度、規制なのか、長期的な計画性のなかでやっていると虫食いやちぐはぐな状況になってしまうのではないかと心配している。
当該地域に1件だけ住宅があるようだが、その辺はどのように考えているのか。
- 事務局 : 変更後、工業系の建築物の開発申請が出てきた場合は、騒音や振動などについて、隣接する住居等に配慮した形で設計するよう協議していくことになる。
- 委員 : 千刈西地区については、優良企業が立地しており、そこを中心した街づくりを進めるといえるのはすごくいいことだと思う。一方で、今後の阿賀野バイパスの完成により、バイパスから当該地区へのアクセスの問題、周辺環境への配慮等は、今回の計画に含まれているのか。
- 事務局 : 今回の用途地域変更案の内容で具体的な記述はない。バイパスからどのように客を誘導していくかについては、今後の都市計画の中で検討していかなければならない事項である。
- 委員 : あと2点聞きたい。1点目は、今回の用途地域の変更により、建築物の規制が緩和されると、(横町地区については)カラオケボックスやマージャン店やキャバレーなどが立地可能となる。周辺の住環境の悪化や、子供を持つ家庭等への悪影響がないのかということ。2点目は、畜舎の立地が可能となるので、悪臭等で周辺に悪影響が出る可能性があるため、その立地を規制していく予定はないのかということです。
- 事務局 : 今回の用途地域の変更は、建築物の用途規制の緩和になるため、今まで立地できなかった建築物が立地可能となる部分がある。仮に当該建築物の開発の申請が出てきた場合には、周囲に悪影響が出ないように(申請者と)協議することになる。また、悪臭、騒音等については、一定の基準値を超える場合は、市民生活課の方から指導が入ることになる。
- 委員 : 行政指導についてだが、建築用途の規制について、法律や規則上オッケーなのに、行政指導ではねられることはあるのか。
- 事務局 : 建築物の用途の規制については、法律等の規定に基づいて行う為、それを越えた内容で行政指導することは難しい。ただ、指導までは至らなくても(開発申請の)協議時において協議することはできると考える。
- 委員 : 千刈西地区について、地区内の道路は農道だと思うが、今回の用途地域の変更に伴って、市として当該道路の開発をして、幅員を拡幅し市道認定を行う予定があるのか。
- 事務局 : 今回の用途変更後、すぐに拡幅や市道認定を行う予定はない。

委員 : 今時点で予定がなくても、将来的にはこの道路は生かしていくものと思う。同じ千刈地区で、風の子保育園の隣のところで開発（宅地造成及び学童施設用地造成）があった。道路の整備が遅くなると、道路の高さが狂ったり、水道・下水道関係のインフラ整備もやり直しが生じたりする。可能であれば行政主導で早めに道路整備をするべきだと思う。2回・3回やり直しをすると、工事費が嵩むことになるので、行政が率先して指導したり、整備を進めていくべきではないか。

事務局 : ご意見に対し、（整備内容、方針等について）明確な回答はできないが、いただいた意見を参考にして今後の都市計画行政につなげていきたい。

会長 : 宅地開発に際しては、行政の指導により、接道する道路の（幅員が十分でない場合には）拡幅を行うと思う。当該地区の農道は幅員が狭いので、今後住宅開発の申請が来た際には、申請者との協議により道路用地の整備または寄附により、道路の拡幅及び市道の認定を行ってはどうか。

事務局 : 今後、住宅地の開発申請が出てきた際には、区域内の（新設）道路や接道については、通行者の利便性を図る意味でも、十分な幅員を確保するとともに、（既存道路については）拡幅の協議をしていきたい。

委員 : 先ほどの質問とも関連するが、大規模な倉庫（重機等を多数格納するような倉庫）について、住居地域等で建築申請があった場合、それをシャットアウトすることは可能か。

事務局 : 用途地域及びその他の法令等に応じた建築規制となる。それを超える規制については、指導という形ではなくお願いとなる。

会長 : 他に質問・意見を求める。

質問・意見がないため、議事の審議に入る。

市長から諮問のあった議案（安田地区の用途地域の変更等）について、当審議会として承認ということによいか。

【異議なし】

会長 : 全委員に異議がないと認め、全会一致で可決。
阿賀野市都市計画審議会として「異議なし」として答申すると伝える。

議事（2）を終え、提案事項（1）～（3）に入る。

提案事項（1）阿賀野都市計画道路の見直しについて

提案事項（2）阿賀野市都市計画マスタープランの改訂について

提案事項（3）阿賀野市立地適正化計画の策定について

会長 : 提案事項（1）～（3）について一括して、事務局の説明を求める。

- 事務局 : 提案事項(3)阿賀野市立地適正化計画について、計画の概要及び基礎調査の結果等を資料により説明する。
- 事務局 : 提案事項(1)阿賀野都市計画道路の見直しについて、提案事項(2)阿賀野都市計画マスタープランの策定について、計画の見直し方針及び改訂方針を資料により説明する。
- 会長 : 質問・意見を求める。
- 委員 : 都市計画員議会が過去数年間、全然開催されていない。合併当時は年2回程度の開催があった。平成18年に策定されたマスタープランの計画期間は平成27年までとなっている。一方で今回の改訂案をみると、計画期間が令和3年からとなっており、平成28年から令和2年までの空白の5年間がある。5年ごとに検証するとか、平成27年に検証結果を出してはじめて、その結果をもとに現在と将来に向けてのマスタープランをつくるというのがいいのではないかと考えるが、その辺の経緯はどうなっているか。
- 事務局 : 本来であれば、平成28年に改訂をする方向で進めていたが、改訂にあたって当初の計画期間の10年間で市内に大きな変化がなかったということが一つの理由。また、平成28年頃から立地適正化計画や都市計画道路の見直しの課題が出てきた中で、それと合わせた改訂を検討するうちに(改訂が)のびのびになっていた。今回立地適正化計画の業務委託が確実となり、それに合わせた(スケジュールで)マスタープランの改訂を進めている。
- 委員 : 今回は安田地区の用途変更だったが、今阿賀野バイパスの関係で京ヶ瀬地区に住宅がかなり増えてきており、幼稚園、保育園が定員いっぱいでは足りないくらいである。そのような変化がある中で、例えば、今後京ヶ瀬地区はどのように考えていくのかというように、地区ごとでも検証していくため、ある程度毎年のように都市計画審議会を開催していくのがよいと考えるがいかがか。
- 事務局 : 人口減少が続く中で、都市計画としては挙げられるが、用途地域の拡大ということは理由付けが難しい。今後立地適正化計画を策定していくなかで、用途地域に限らないが、都市計画の方向性を考えていきたい。
- 委員 : 先ほども言ったが、地域の皆さんの意見が一番重要である。今回の都市計画の決定過程であまり市民から意見が出なかったと説明があったが、もっと市民に周知を行い、特に地権者や地域住民がオッケーなのかということをしっかり確認しながら計画を進めていくのがよいのではないか。
- 事務局 : 今後、計画策定に際しては、市民に対し、住民説明及びパブリックコメント等で意見聴取を行っていく予定である。決して市民の意見を聞かずに決定することはなく、あくまで市民目線で進めていきたい。

- 委員 : 立地適正化計画を策定するのにあたって参考となるモデル都市があれば教えてほしい。
- 事務局 : 国から参考になると言われているのが、人口は30万人程度と多いが富山市、あと福山市は市民へのPRの仕方が非常にうまいと言われている。人口規模が同じような都市を見ていただくのがよいかと思うが、地方と都会とでは、まちの成り立ちが異なるので、阿賀野市が参照するのであれば、北陸地域を参考とするのもいいのではないかと思う。
- 委員 : 道路整備と公共交通の関係だが、都市計画の中で、今後水原駅のロータリー化や駅前道路の拡幅の計画があるかということと、阿賀野バイパスが開通した際の国道(49号線)は、県に保守整備を移管することになるのか。その辺の取り扱いについて教えてほしい。
- 事務局 : バイパスが国道になることにより、現行の49号や県道については、国から県にいたり、県から市にいたりというようなやり取りがあると思う。所管が変わる際には、道路管理がしやすいようなかたちで受け渡しがなされるものとする。駅前のロータリーについては、都市計画道路の駅前広場としての考え方もあるので、その中で検討していきたい。
- 委員 : 49号線の保守管理はどこになるのか。自動的に国のものは県に格下げになるのか。それとも県にお願いしているのか。
- 事務局 : 道路を作る段階から、どういう道路はどのような風にしましょうということは、国、県、市が協議をしている。それがあって初めて工事を進めていくことになるので、これから要望するというわけではない。概ね今の49号線は県に行くというようなことは、そもそも事業化のときから協議を進めている。
- 会長 : 他に質問・意見を求める。

【特になし】

- 会長 : 他に質問・意見等ないことを確認し、本日の議事及び提案事項について全て終了したことを宣言。事務局に事務連絡を求める。
- 事務局 : 阿賀野市審議会の会議の公開に関する要綱に基づき、議事録等を調整し、その後、閲覧及び公開に付することを説明する。
審議会の閉会を告げる。

問い合わせ先
阿賀野市役所
産業建設部 建設課 都市計画建築係
TEL : 0250-62-2510 (内線 2324、2322)
E-mail : toshikeikaku@city.agano.niigata.jp